

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年 5 月24日

【計算期間】 第48期(自 2018年 8 月24日 至 2019年 2 月25日)

【ファンド名】 ブラックロック・ゴールド・メタル・オープンAコース
ブラックロック・ゴールド・メタル・オープンBコース

【発行者名】 ブラックロック・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 井澤 吉幸

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号

【事務連絡者氏名】 猪浦 純子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号

【電話番号】 03-6703-7940

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ブラックロック・ゴールド・メタル・オープンAコース、ブラックロック・ゴールド・メタル・オープンBコース（以下、両ファンドを総称して「当ファンド」または「各ファンド」という場合があります。また、各々、「ブラックロック・ゴールド・メタル・オープンAコース」を「ブラックロックゴールドメタルAコース」または「Aコース」、「ブラックロック・ゴールド・メタル・オープンBコース」を「ブラックロックゴールドメタルBコース」または「Bコース」という場合があります。）は、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行ないます。

当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信／海外／株式に属しています。下記は、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(株式)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ファンズ	< Aコース > あり (フルヘッジ) < Bコース > なし

< 各分類および区分の定義 >

・ 商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による区分	海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

・ 属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券（株式））	目論見書又は投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として株式に投資する。
決算頻度による属性区分	年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	グローバル（日本を含む）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジによる属性区分	< A コース > 為替ヘッジあり（フルヘッジ）	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。
	< B コース > 為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

信託金の限度額は、「Aコース」、「Bコース」合わせて2,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

ファンドの特色

< 当ファンドおよびゴールド・メタル・オープン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の特色 >

a. 南アフリカ、オーストラリア、カナダ、アメリカ等の金鉱企業^{*1}の株式（以下「金鉱株」といいます。）を中心に鉱業株式^{*2}を主要投資対象として積極的な運用を行ないます。各企業の金埋蔵量、産金コスト等を推計・分析し、割安と考えられる銘柄に厳選投資します。

*1 金鉱企業とは、主に金の採掘や精錬などを行なう企業をいいます。

*2 鉱業株式とは、貴金属、一般非鉄金属の採掘や精錬などを行なう企業の株式をいいます。

b. スイッチング可能な2本のファンドで構成され、各ファンドの概要は以下の通りです。

「Aコース（為替ヘッジ付）」

マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行います。

実質外貨建資産については為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図る事を基本とします。

「Bコース（為替ヘッジなし）」

マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行います。

実質外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。



c. 信託財産の成長を図ることを目標として、積極的な運用をファミリーファンド方式^{*}により行なうことを基本方針とします。

^{*} ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンド（「Aコース」「Bコース」）とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行なう仕組みです。なお、信託約款上では「マザーファンド」は「親投資信託」という表現で定義されています。



d. 「Aコース」、「Bコース」および「マザーファンド」の株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用の指図に関する権限を、ブラックロック・グループの英国拠点であるブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド（投資顧問会社）に委託します。

<投資哲学>

「市場は非効率な面があるため、アクティブ運用により業界平均を上回る運用成果をあげることが可能である。」、「ファンダメンタルズ分析に基づく調査は、市場の非効率性を見出し、付加価値を付けることが可能である。」との投資哲学に基づき運用しております。

- 金・プラチナ・パラジウム等の貴金属や銅、アルミ、ニッケル、錫、亜鉛、鉛等の一般非鉄金属（ベースメタル）の採掘・精練等を行なう企業の株式を指して鉱山株といいます。中でも金の採掘・精練等を行なう企業の株式を金鉱株といいます。
- これら産業分野を指して、鉱業・鉱山等を意味する英語であるマイニング（mining）ということがあります。
- 当ファンドはベンチマーク^{*1}を設定していませんが、ファンドの投資対象の値動きの傾向等を説明する目的で、F T S E 金鉱業株インデックス^{*2}を参考指標として値動き、リターン等を引用することがあります。当該インデックスはドル建てで表示されますが、ファンドは円建てです。また、ファンドは当該インデックスに連動する値動きを目指すものではありません。

*1 ベンチマークとは、ファンドの運用を行なうに当たって、運用成果を評価する際に用いる基準指標です。

*2 F T S E 金鉱業株インデックスは、F T S E インターナショナルリミテッドにより算出される指数です。F T S E®は、ロンドン証券取引所（London Stock Exchange Plc）及びフィナンシャル・タイムズ社（The Financial Times Limited）の商標であり、ライセンスに基づいてF T S E が使用しています。F T S E の指数（インデックス）は、いずれもF T S E の商標であり、そのあらゆる権利はF T S E 及び／又は、その許諾者に帰属します。すべての情報は、参考のために提供されるだけです。F T S E は、F T S E の指数又はその基礎データのいかなる誤りもしくは欠落等に関して一切責任を負うものではありません。

<金鉱株の特徴>

1．金価格の変動により期待される収益機会

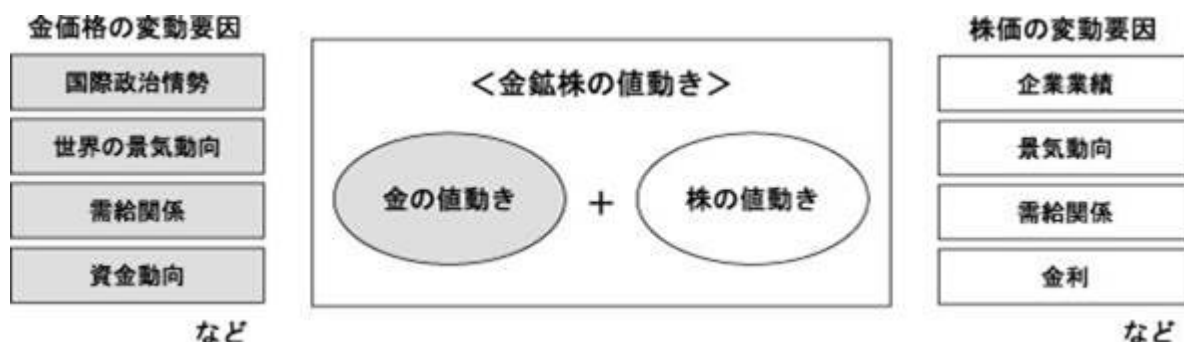
金と金鉱株の価格は同じ方向で動く傾向が見られます。

金鉱企業の収益は金価格が上昇すれば増加し、下落すれば減少する傾向にあります。そのため、金鉱株は長期的に見ると、金価格と似た値動きとなる傾向にあります。

2．企業の生産活動から生み出される価値への期待

金鉱株は「株式」であるため、生産の効率化など経営努力により企業価値の向上が期待できる点が金とは異なります。また、金鉱株は株式市場の影響も受けるため、値動きは金と異なる局面があります。

<イメージ図>



上記は金鉱株の一般的な値動きの要因を説明したものであり、必ず上記のような因果関係が発生することを保証するものではありません。また上記以外の要因が値動きに影響する場合があります。

3. 分散投資対象としての金鉱株

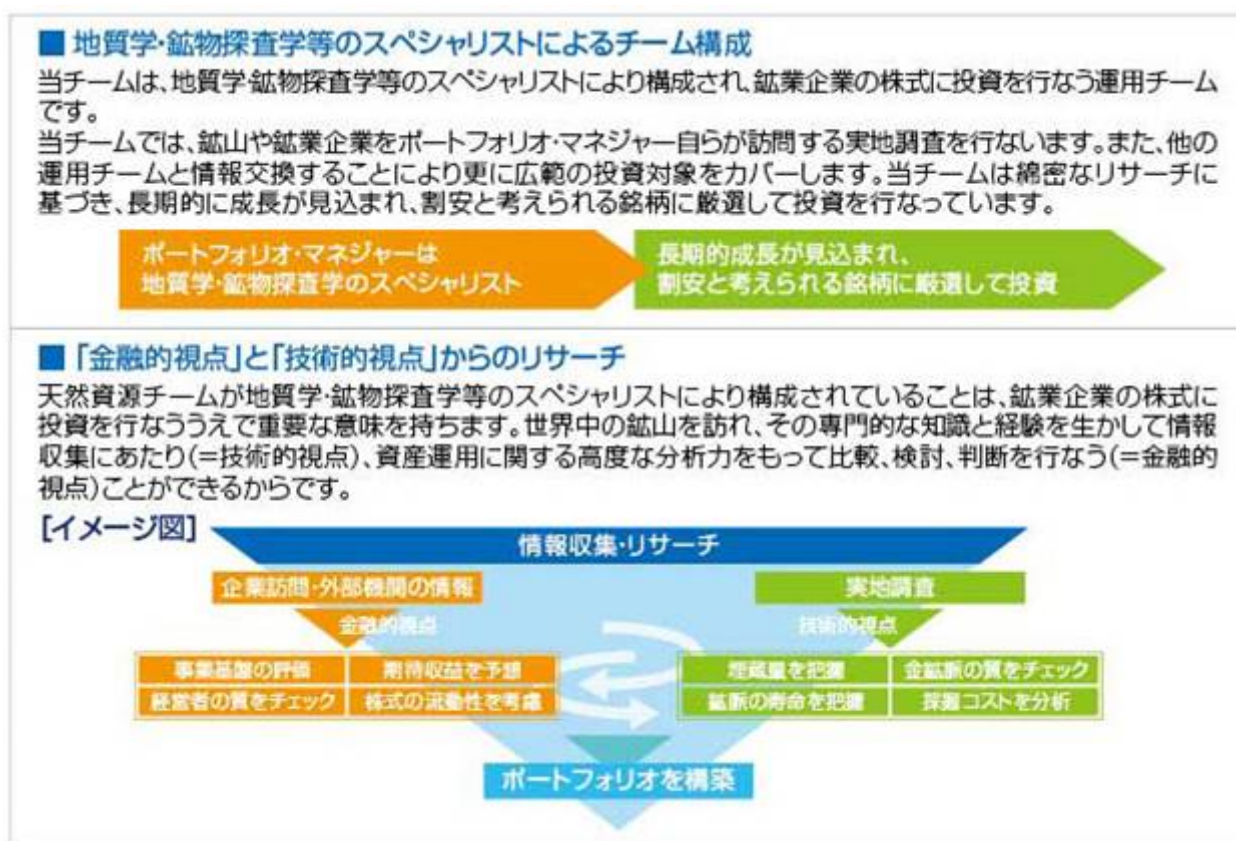
金鉱株は、世界株式や世界債券の値動きと相関関係が低い傾向にあるため、金鉱株を資産の一部に組入れることで分散投資効果が期待されます。

上記は、過去の市場動向・実績に基づくブラックロックの考えであり、個々の投資者の実際の財産状況等を勘案したものではありません。

<運用体制・運用プロセス>

当ファンドは、株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用指図に関する権限を弊社グループの英国拠点であるブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッドに委託しており、その株式運用部門の天然資源チームによって運用されています。

天然資源チームの特徴



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
ファンドの運用体制等は、変更となる場合があります。

（追加的記載事項）

以下は、当ファンドが主要投資対象とする金鉱株に関する経済状況や市場環境等を投資者の皆様によりご理解いただく目的で記載したものです。以下に示すデータ等は過去のものであり、またコメントは作成日現在のブラックロック・ジャパンの見解であり、これらは今後の運用成果を保証・約束するものではありません。

金鉱株とは

■ 金鉱株とは

- 主に金の採掘や精錬など(川上過程)を行なう企業の発行する株式を金鉱株^{*1}といいます。
- 世界には、およそ500社程度^{*2}の金鉱企業が存在します。

[イメージ図]



*1 ブラックロックによる定義です。

*2 ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドの調査によります。

【ご参考】金現物について

■ 金の魅力

1 信用リスクに強い資産

金は「世界共通の資産」として価値を持っています。株や債券は発行体の信用力により発行されます。それとは異なり、金はそのもの自体に信用があることから、世界的な政情不安や紛争などにより世界経済の先行きが不透明になるといった有事の際には投資資金の逃避先として、機関投資家等の間で注目される動きが見受けられます。

2 希少性の高さ

金は金貨、宝飾品の他、コンピュータ、携帯電話などに使用されており、必要不可欠な金属です。一方、世界の金の埋蔵量は約5.4万トン、可採年数は約17年とされ、希少価値の高い資源です。

出所:U.S. Geological Survey, Mineral Commodity Summaries, February 2019, データについては2018年値、可採年数は推定埋蔵量と年間新規生産量をもとに算出

3 すそ野の広がりを見せる金投資

これまでの金の現物投資に加え、値動きが金価格の動きに概ね連動する上場投資信託の登場で年金基金の資金が金市場に流入、また、新興国の外貨準備高における金保有比率が高まる可能性など、新たな投資需要から金投資のすそ野の広がりが期待されます。

※当ファンドは金現物・金先物等に投資を行なうものではなく、また当ファンドは金価格等の指標に連動した投資成果を目標とするものではありません。当ファンドは主に金鉱株を投資対象とするものであり、金鉱株への投資につきましては、投資先企業の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金変動することから、当ファンドの運用成果はその影響を受けます。

金鉱株投資の留意点

1 金鉱株と金の関係

一般に金鉱企業の収益は金価格が上昇すれば増加し、下落すれば減少する傾向にあります。そのため、金鉱株は長期的に見ると、金と似た値動きとなる傾向にあります。

金鉱株は、ギアリング効果によって、金よりもダイナミックな値動きをする傾向にあります。

金鉱株と金の値動きの比較(年間騰落率、米ドルベース)



相関係数とは… 2つの資産の値動きの関連性を示す値です(最小-1、最大+1)。相関係数が+1に近い場合は2つの資産は同様の値動きをし、-1に近いほど逆の値動きに近くなる傾向にあります。

出所: Bloombergのデータに基づきブラックロック・ジャパン作成。金鉱株はFTSE金鉱業株インデックス(米ドルベース)。金はロンドン市場の金価格(米ドル/トロイオンス)を使用。相関係数は、金鉱株および金価格の月次騰落率を基に算出(1999年1月～2018年12月)。上記は過去のデータに基づき金鉱株と金の値動きの関係を説明する目的で使用したものであり、将来のパフォーマンスを保証するものではありません。また、経済情勢の変化等により上記のような関係は今後変化する可能性があります。

2 ギアリング効果

金価格は、宝飾品、投資などの需要と、金鉱企業による鉱山生産、スクラップによる供給の影響を主に受けます。それ以外にも、公的機関の売買や、金先物を使った売買等の影響も受けます。金鉱株の価値は、その企業が所有する金鉱山の埋蔵量、産金コスト、金価格等の要因の影響を受けます。

金鉱企業の収益構造を示す下図モデルの通り、産金コストを一定とした場合、金価格の値上がりは、金鉱企業の増益に直結するため、結果として金鉱株は金価格よりもダイナミックな値動きをする傾向があります。これをギアリング効果と呼び、投資家は金鉱株投資を通じて、金価格の変動をよりダイナミックに追求することができます。

ただし、こうしたギアリング効果は、金価格の値下がりも反映して金鉱株が値下がりする場合にも働きます。また、金鉱企業が金価格の変動を見込んで先物売りにより収益のプレを抑制するなどした場合には、金価格の変動が金鉱株の値動きに影響を及ぼさないこともあり、かならずしも金価格と金鉱株の間のギアリング効果が得られる保証はありません。

金価格の変動に対する金鉱企業の利益の変化(例)

[金価格上昇時]				[金価格下落時]			
金価格 \$1,500/toz		金価格 \$1,600/toz		金価格 \$1,600/toz		金価格 \$1,500/toz	
収入 \$1,500 /toz	利益 \$500/toz	収入 \$1,600 /toz	利益 \$600/toz	収入 \$1,600 /toz	利益 \$600/toz	収入 \$1,500 /toz	利益 \$500/toz
コスト \$1,000 /toz		コスト \$1,000 /toz		コスト \$1,000 /toz		コスト \$1,000 /toz	
金価格 \$1,500	→	\$1,600	+ 6.7%	金価格 \$1,600	→	\$1,500	▲ 6.3%
金鉱企業の利益 \$500	→	\$600	+20.0%	金鉱企業の利益 \$600	→	\$500	▲16.7%
金価格 - コスト (\$1,500 - \$1,000)		金価格 - コスト (\$1,600 - \$1,000)		金価格 - コスト (\$1,600 - \$1,000)		金価格 - コスト (\$1,500 - \$1,000)	

※ギアリング効果とはギア(歯車)の歯数比から転じて、ギアの比率によって得るリターンが大きさが変化する倍数効果のこと。

※図は1トロイオンス(=約31.1g)当たりのモデル図です。

※図はコストを不変とした前提によるものです。

※図は金価格と産金コスト(費用)の関係をご理解をいただくためのイメージ図です。

以下は、当ファンドが主要投資対象とする金鉱株に関する経済状況や市場環境等を投資者の皆様によりご理解いただく目的で記載したものです。以下に示すデータ等は過去のものであり、またコメントは作成日現在のブラックロック・ジャパンの見解であり、これらは今後の運用成果を保証・約束するものではありません。

3 世界の株式や債券市場と異なる値動き

金鉱株は金価格の変動の影響を受けやすいため、世界株式や世界債券の値動きと相関関係が低い傾向にあります。世界の株式市場が好調な際に、金鉱株が不調となる場合もあり、また世界の株式市場が不調な際に、金鉱株が堅調となる場合もあります。こうした傾向から、金鉱株を資産の一部に組み入れることで分散投資効果が期待されます。

各資産の値動きの推移(米ドルベース)



各資産のリスクとリターン(米ドルベース)

資産	リスク (標準偏差)	平均年率 リターン
金鉱株	35.28%	2.18%
世界株式	14.89%	3.04%
世界債券	6.61%	3.73%
金価格	16.96%	7.71%

各資産の相関係数(米ドルベース)

	金鉱株	世界株式	世界債券	金価格
金鉱株	1.0	—	—	—
世界株式	0.2	1.0	—	—
世界債券	0.4	0.2	1.0	—
金価格	0.8	0.1	0.5	1.0

1999年1月～2019年3月(月次) 出所:Bloombergのデータに基づきブラックロック・ジャパン作成。

※金鉱株はFTSE金鉱業株インデックス(米ドルベース)、世界株式はMSCIワールドインデックス(米ドルベース)、世界債券はFTSE世界国債インデックス(米ドルベース)、金はロンドン市場の金価格(米ドルトロイオンス)を使用。

※上記は過去のデータに基づき金、金鉱株、世界株式および世界債券の値動きの傾向を示すために用いたものであり、将来の運用実績を保証するものではありません。また、経済情勢の変化等により上記のような関係は今後変化する可能性があります。

※上記は、過去の市場動向・実績に基づくブラックロックの考えであり、個々の投資家の実際の金融資産状況等を勘案したものではありません。

4 外国為替

金は、国際的には米ドルベースで取引され、価格が変動します。このため、本邦投資家が円ベースで金に投資を行なう場合には、潜在的に米ドルと円の為替変動リスクを負います。一方で、金鉱株に分散して投資を行なう場合には、米ドルを含む様々な外貨建ての株式への投資となります。外貨建て資産に投資を行なう場合、円と各通貨の為替レートの動きに応じて損益が発生します。

※FTSE金鉱業株インデックスは、FTSEインターナショナルリミテッドにより算出される指数です。FTSEの指数(インデックス)は、いずれもFTSEの商標であり、そのあらゆる権利はFTSE及び/又は、その許諾者に帰属します。すべての情報は、参考のために提供されるだけです。

FTSEは、FTSEの指数又はその基礎データのいかなる誤りもしくは欠落等に関して一切責任を負うものではありません。

※MSCIワールドインデックスは、MSCI Inc.が開発・計算した株価指数です。同指数に対する著作権・知的財産その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

※FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

当ファンドの運用チーム

1 運用チームの特徴

- ブラックロック・グループは、運用資産総額で世界トップクラスの資産運用グループであり、運用資産総額は6.52兆米ドル(約724兆円^{*1})にのびります。
- 当ファンドは、ロンドン拠点の天然資源チームが運用します。
- 天然資源チームは、地質学・鉱物探査学等のスペシャリストにより構成。世界中の鉱山や鉱業企業を訪問し、専門的な知識と経験を生かして徹底した調査活動を実施。
- チームの運用総額は、187億米ドル(約2.1兆円^{*1})。資源株運用において世界最大級の運用資産残高を誇ります。
- 高い運用実績が評価され、これまで100を超える数多くの賞を受賞しました^{*2}。

^{*1} 2019年3月末現在。円換算レート1米ドル＝110.99円(三菱UFJ銀行公表仲値)を使用

^{*2} 当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものです。当ファンドの実績を評価したものではありません。また、将来の運用成果等を保証するものではありません。

2 調査活動の特徴

鉱業はグローバルな産業であり、天然資源チームでは、鉱業企業の株式に投資を行なうにあたっては、世界的規模でリサーチを行なうことが重要であると考えます。

また、鉱業企業の株式は大きく株価が変動する傾向にあります。投資を行なおうとする全ての企業を詳細にリサーチすることがリスクを管理する上でも重要と考えます。

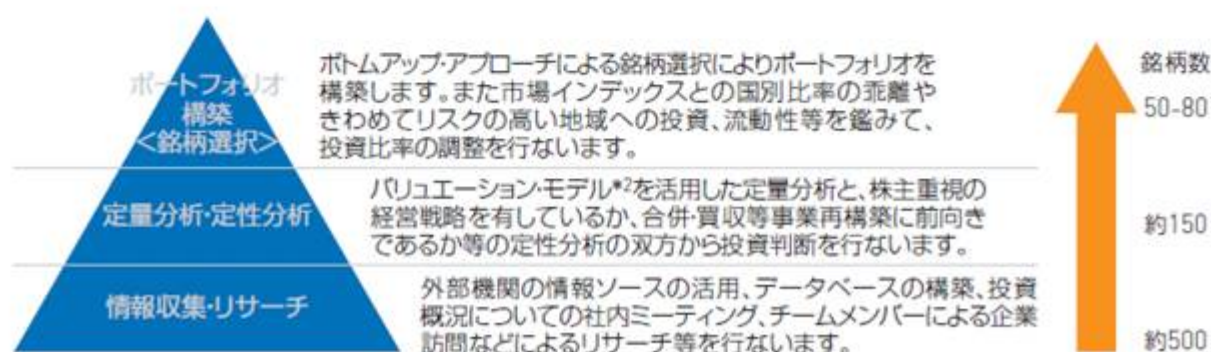
そのため、当チームのメンバーは、南アフリカ、オーストラリア、カナダ、アメリカ等世界の鉱業企業を訪問し、経営トップとの面談を行ない、さらに鉱山へ出向き実地調査を行なっています。



※世界地図の中の足跡は、天然資源チームが実地調査に赴いた先の例を示しています。

3 運用チームの運用プロセス

天然資源チームのポートフォリオ・マネジャー自らが調査を行ない、企業業績に基づいたボトムアップ・アプローチ^{*1}によるポートフォリオの構築を行ないます。調査対象銘柄から、以下のようなプロセスを経て実際に投資を行なう銘柄を選択します。



^{*1} ボトムアップ・アプローチ：魅力ある個別銘柄を選び出し、それらを積み上げていくことによってポートフォリオを構築していく方法

^{*2} バリュエーション・モデル：株価の割安度/割高度等を計量的に測る評価モデルのこと

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

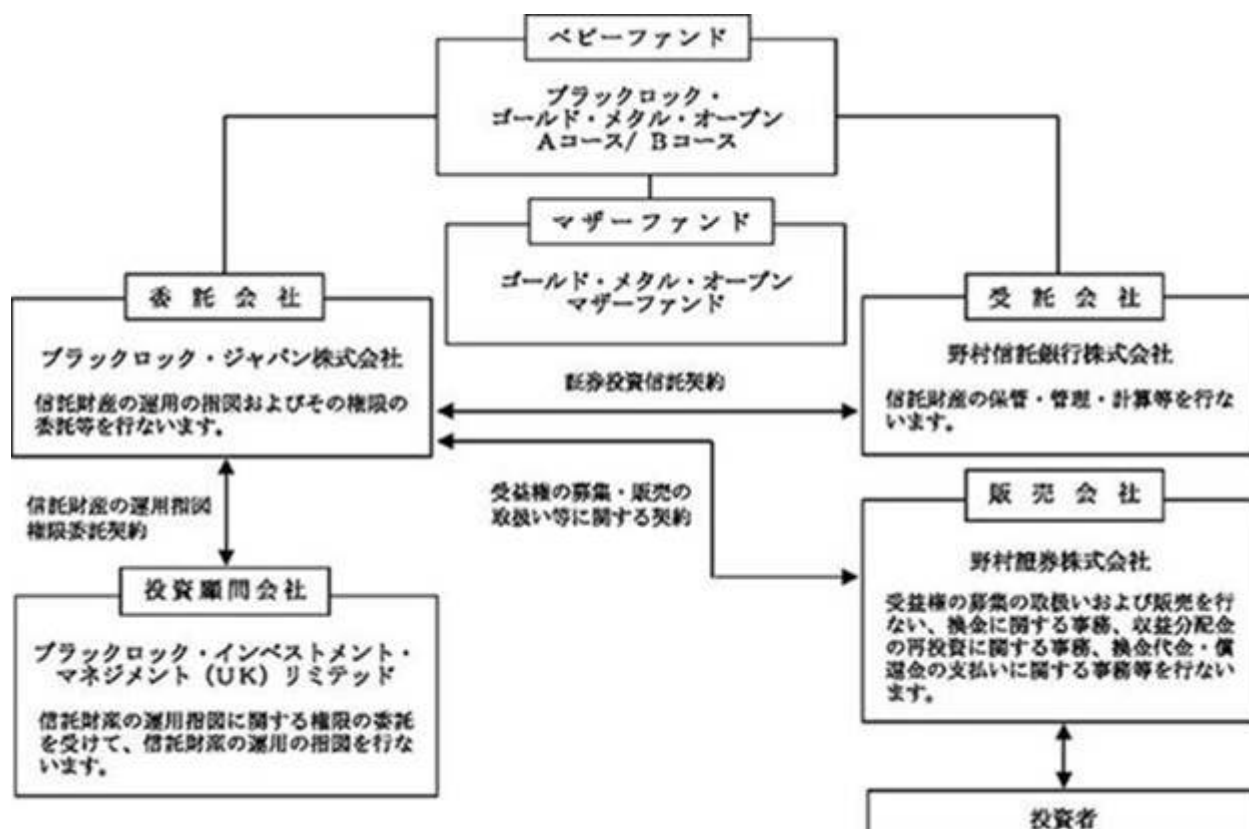
※ファンドの運用体制等は、変更となる場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

1995年 2月24日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2003年 5月17日	信託期間（2005年 2月23日まで）を無期限に変更
2005年 5月20日	ファンド名称を変更 旧名称（マーキュリー・ゴールド・メタル・オープン Aコース、マーキュリー・ゴールド・メタル・オープン Bコース、マーキュリー・ゴールド・メタル・オープン・マザーファンド）
2006年10月 1日	ファンド名称を変更 「メリルリンチ・ゴールド・メタル・オープン Aコース」は「ブラックロック・ゴールド・メタル・オープン Aコース」へ、「メリルリンチ・ゴールド・メタル・オープン Bコース」は「ブラックロック・ゴールド・メタル・オープン Bコース」へ、「メリルリンチ・ゴールド・メタル・オープン・マザーファンド」は「ブラックロック・ゴールド・メタル・オープン・マザーファンド」へ変更
2007年 1月 4日	投資信託振替制度への移行
2009年12月 2日	ファンドの委託会社としての業務をブラックロック・ジャパン株式会社からパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社（新社名：ブラックロック・ジャパン株式会社）に承継
2017年 5月20日	マザーファンド名称を変更 「ブラックロック・ゴールド・メタル・オープン・マザーファンド」から「ゴールド・メタル・オープン・マザーファンド」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



< 契約等の概要 >

a . 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

b . 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

委託会社が販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払い、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

c . 「信託財産の運用指図権限委託契約」

投資顧問会社への運用指図権限の委託ならびに運用の指図に係る業務内容等について規定しています。

< 委託会社の概況 >

2019年3月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

a . 資本金 3,120百万円

b . 沿革

1985年1月	メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社) 設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年3月	パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社) 設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得
1999年4月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社) 設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」

c . 大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	15,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

（Aコース）

当ファンドは、信託財産の成長を図ることを目標として、積極的な運用を行ないます。

主としてゴールド・メタル・オープン・マザーファンド受益証券に投資します。実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド（BlackRock Investment Management (UK) Limited）に株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用の指図に関する権限を委託します。

（Bコース）

当ファンドは、信託財産の成長を図ることを目標として、積極的な運用を行ないます。

主としてゴールド・メタル・オープン・マザーファンド受益証券に投資します。実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド（BlackRock Investment Management (UK) Limited）に株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用の指図に関する権限を委託します。

委託会社は、自己又は第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行ない又は行なうことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程により管理します。

<参考> マザーファンドの運用の基本方針

ゴールド・メタル・オープン・マザーファンド

- 運用の基本方針 -

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

南アフリカ、オーストラリア、カナダ、アメリカ等の金鉱企業の株式を中心にその他鉱業株式を投資対象とします。

(2) 投資態度

- ・ 南アフリカ、オーストラリア、カナダ、アメリカ等の金鉱企業の株式を中心にその他鉱業株式を主要投資対象として積極的な運用を行ないます。
- ・ 各企業の金埋蔵量、産金コスト等を推計・分析し、割安と考えられる銘柄を厳選投資します。
- ・ ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッドに株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用の指図に関する権限を委託します。
- ・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

(3) 投資制限

- ・ 株式への投資割合には制限を設けません。
- ・ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・ 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- ・ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行ないます。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a．有価証券
- b．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
- c．金銭債権
- d．約束手形（手形割引市場において売買される手形に限ります。）

投資対象とする有価証券

委託会社は信託金を主としてマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a．株券または新株引受権証書
- b．国債証券
- c．地方債証券
- d．特別の法律により法人の発行する債券
- e．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- g．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- h．協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- i．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。）
- j．コマーシャル・ペーパー
- k．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- m．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- n．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- o．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- p．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- q．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- r．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- t．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- u．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、a. の証券または証書、l. ならびに q. の証券または証書のうち a. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b. から f. までの証券および l. ならびに q. の証券または証書のうち b. から f. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m. の証券および n. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

ファンドの設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用を指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債券信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

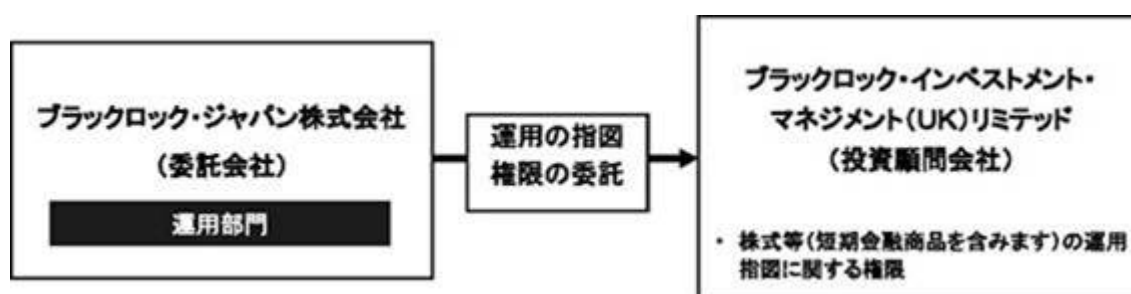
(3)【運用体制】

ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

ファンドの運用については、委託会社の運用部門が統括しています。

社内には内部監査を担当する部門、ファンドのリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門により、本来目的としている運用が行なわれているか確認する組織、機能が確立しています。また、グループ企業に外部委託している場合においても、日次でポートフォリオ・モニタリングのデータを外部委託先より入手、またリスク管理を担当する部門が定期的に外部委託先の同部門と情報交換し、ファンドの運用状況を把握すると共に、必要な対応を図れる体制を構築しています。

当ファンドは、株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用指図に関する権限をブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッドに委託しており、その株式運用部門の天然資源チーム（約13名程度）によって運用されています。



運用体制は、変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約6.52兆ドル^{*}（約721兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行なっております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行なっております。

^{*} 2019年3月末現在。（円換算レートは1ドル＝110.685円を使用）

(4)【分配方針】

収益分配方針

年2回の毎決算時（2月23日、8月23日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行ないます。

a．分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買損益（評価損益も含みます。）等の全額とすることができます。

b．分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配金額は10円以上10円単位とします。なお、分配可能額が10円未満の場合は分配を行わず、次期以降に繰越します。基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

c．留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

収益の分配

a．信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該信託報酬に係る消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。以下同じ。）を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

収益分配金の再投資

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

各ファンドの約款で定める投資制限

a．投資する株式等の範囲

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等に
おいて上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することが
できるものとします。

b．投資する株式への投資比率の制限

株式への実質投資割合^{*}には制限を設けません。

^{*} 「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する各種
の資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産
に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。

c．同一銘柄の株式への投資制限

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

d．投資する公社債の範囲

委託会社が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債（外国通貨表示の公社債（利金および償還
金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国
通貨によって表示され支払われるものを含みます。）をいいます。以下同じ。）、外国または外国法人の発行
する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については、金融商品
取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、私募によ
り発行された公社債ならびに社債権者割当または株主割当により取得する公社債については、この限りではあ
りません。

e．同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付
社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確
にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付
社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の
10%以下とします。

f．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

g．特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由により、特に必要と認められる場合には、
制約されることがあります。

h．投資信託証券への投資制限

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

i．信用取引の運用指図

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をする
ことができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうこと
の指図をすることができるものとします。

(b) 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことがで
きるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

イ．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

ロ．株式分割により取得する株券

ハ．有償増資により取得する株券

ニ．売り出しにより取得する株券

ホ．信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券

ヘ．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

j．先物取引の運用指図

(a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

イ．先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ．先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入住宅ローン債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

イ．先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額と親投資信託の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

ロ．先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

イ．先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ．先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入住宅ローン債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

k．スワップ取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、換金等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (d) 前項において親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産に純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (f) 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

l．有価証券の貸付けの指図

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
- イ．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- ロ．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (b) 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

m．外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

n．資金の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (b) 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の換金代金入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

o. デリバティブ取引等に係る投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

p. 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行ないます。

投信法等関係法令で定める投資制限

同一の法人の発行する株式

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa. の数がb. の数を超えることとなる場合には、当該株式を投資信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

a. 委託会社が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

基準価額の変動要因

a．鉱山株・金鉱株投資のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、鉱山株のなかでも金鉱株を主要投資対象とします。金鉱株とは鉱山株のなかでも金の採掘・精練等を行なう企業の株式であり、金価格を反映して金価格よりもダイナミックに変動する特徴があります。金鉱株の価値の決定要因は所有する金鉱山の埋蔵量、産金コスト、金価格等ですが、産金コストを一定とすると、金価格の値動きが株価に与える影響が大きくなります。また、世界の経済および市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金の変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b．特定業種への投資のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、貴金属・一般非鉄金属（銅、アルミ、ニッケル、錫、亜鉛、鉛等）の採掘・精練等を行なう企業の株式を主要投資対象とします。金鉱企業という特定業種への集中投資を行なうため、より広い業種に分散して投資する場合と比較して特定業種の動向の影響を大きく受け、結果として基準価額の値動きが大きくなる可能性があります。

c．為替変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドは外貨建資産に投資します。

「Aコース（為替ヘッジ付）」は、為替変動リスクの低減を図ることを目指し、原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行ないませんが、為替変動による影響の全てを回避することはできません。またヘッジ対象通貨の金利が円金利より高い場合、ヘッジ・コストがかかります。

「Bコース（為替ヘッジなし）」は、原則として外貨建資産に対して円に対する為替ヘッジは行ないません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

d．中小型株式投資のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、株式市場平均に比べ株式時価総額の小さな企業の株式にも投資することができます。これらの企業の株式への投資は、株式市場の全体の平均に比べて結果としてより大きな値上がりもしくは値下がりとなる可能性があります。これは比較的規模の小さい企業は大規模の企業に比べ収益の変動が大きくなる傾向があることに加え、株式市場における需給関係の変動の影響を受けやすいためです。

e．カントリー・リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、世界各国の株式に投資し、また、エマージング諸国の発行体が発行する株式にも投資します。主として先進国市場に投資する場合と比べてエマージング諸国への投資は、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、より大幅に株価が変動することが考えられ、それに伴い当ファンドの基準価額が大幅に変動することがあります。

f．デリバティブ取引のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドおよびマザーファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

ファンド運営上のリスク

a．購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。

また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付を取り消す場合があります（スイッチングを含みます。）。

b．ファンドの繰上償還

当ファンドは、換金により残存口数が自動けいぞく投資約款に規定する各信託の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、ファンドを償還させる場合があります。

c．法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

d．収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

(2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行なうことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2014年4月～2019年3月)

Aコース(為替ヘッジ付)



Bコース(為替ヘッジなし)



当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2014年4月～2019年3月)

Aコース(為替ヘッジ付)



Bコース(為替ヘッジなし)



※上記グラフは、2014年4月～2019年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したもののみを計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

日本株→東証株価指数(配当込み)

先進国株→MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)

新興国株→MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債→NOMURA-BPI国債

先進国国債→FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国国債→J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

※上記グラフは、2014年4月～2019年3月の5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。

<各指数について>

東証株価指数(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場されている全銘柄を対象に時価総額を指数として算出したものです。東証株価指数(配当込み)は、株式会社東京証券取引所((株)東京証券取引所)の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の停止または東証株価指数(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行なわれるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入時の申込手数料（以下、「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額に3.24%^{*}（税抜3.00%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳細は販売会社にお問合せください。なお、購入時手数料（消費税等相当額を含みます。）は購入代金から差し引かれます。

購入時手数料は、商品、関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただくものです。

^{*}消費税率が10%になった場合は、3.30%となります。

以下の場合には、購入時手数料は無手数料となります。

a．スイッチングにより当ファンドをお求めいただく場合

b．収益分配金を再投資する場合

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年2.1924%（税抜2.03%）の率を乗じて得た金額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社間の分配および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の分配	役務の内容
委託会社	年1.1124% （税抜1.03%）	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年0.9720% （税抜0.90%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	年0.1080% （税抜0.10%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等

委託会社への報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。

<消費税率が10%になった場合は、以下の通りになります。>

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年2.233%（税抜2.03%）の率を乗じて得た金額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社間の分配および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の分配	役務の内容
委託会社	年1.133% （税抜1.03%）	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年0.990% （税抜0.90%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	年0.110% （税抜0.10%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等

委託会社への報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。

信託報酬の支払時期と支払方法等

信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社の信託報酬は、当ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、当ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の信託報酬は、当ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行なった場合、その都度、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用^{*}は、その都度、信託財産中より支弁します。

^{*} 海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用

信託財産の財務諸表の監査および目論見書等の作成・交付等に要する費用は、委託会社の負担とします。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含む。）である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本とは

- 投資者（お客様）がファンドを購入した時の購入価額（購入時手数料は含まれません。）をいいます。
- 同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合等には変更されますので、詳細は販売会社にご確認ください。

換金時および償還時の課税

< 個人の投資者の場合 >

換金時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。

< 法人の投資者の場合 >

換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

収益分配金の課税

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

(1) 普通分配金：分配金を支払った後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合の分配金をいいます。

(2) 元本払戻金（特別分配金）：分配金を支払った後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額をいいます。

個人、法人の課税の取扱い

a．個人の投資者に対する課税

(a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行なうことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（20.315%（所得税15.315%、地方税5%））のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益（譲渡益）については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」がご利用になれます。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、NISAの口座では、特定口座や一般口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。非課税の対象となる金額、期間等を含めて詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b．法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

買取請求時にかかる課税上の取扱いについては、販売会社へお問い合わせください。

上記は2019年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2019年3月末現在のものです。

「ブラックロック・ゴールド・メタル・オープンAコース」

(1)【投資状況】

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		16,522,895,649	100.19
	内 日本	16,522,895,649	100.19
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		30,526,069	0.19
純資産総額		16,492,369,580	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国/ 地域	種類	数量 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ゴールド・メタル・オープン・マ ザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	4,004,773,777	4.2390	16,976,359,055	4.1258	16,522,895,649	100.19

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.19

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2019年3月末現在、同日前1年以内における各月末および直近20計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第29期(2009年8月24日)	4,586,716,318	(同左)	0.8610	(同左)
第30期(2010年2月23日)	6,339,863,660	(同左)	0.9914	(同左)
第31期(2010年8月23日)	4,378,072,370	4,713,292,300	1.0448	1.1248
第32期(2011年2月23日)	3,932,215,881	4,357,955,642	1.0622	1.1772
第33期(2011年8月23日)	4,448,023,506	4,636,960,980	1.0594	1.1044
第34期(2012年2月23日)	4,183,034,915	(同左)	0.9552	(同左)
第35期(2012年8月23日)	2,889,896,823	(同左)	0.7454	(同左)
第36期(2013年2月25日)	2,598,409,210	(同左)	0.6288	(同左)
第37期(2013年8月23日)	2,107,443,068	(同左)	0.5139	(同左)
第38期(2014年2月24日)	2,617,270,912	(同左)	0.4927	(同左)
第39期(2014年8月25日)	2,294,778,967	(同左)	0.4745	(同左)
第40期(2015年2月23日)	1,972,732,208	(同左)	0.3987	(同左)
第41期(2015年8月24日)	1,815,599,740	(同左)	0.3266	(同左)
第42期(2016年2月23日)	2,720,506,510	(同左)	0.3913	(同左)
第43期(2016年8月23日)	29,214,318,477	(同左)	0.5728	(同左)
第44期(2017年2月23日)	30,337,496,916	(同左)	0.4857	(同左)
第45期(2017年8月23日)	25,097,132,357	(同左)	0.4244	(同左)
第46期(2018年2月23日)	19,361,935,818	(同左)	0.3821	(同左)
第47期(2018年8月23日)	13,912,893,090	(同左)	0.3315	(同左)
第48期(2019年2月25日)	16,731,046,955	(同左)	0.3952	(同左)
2018年3月末現在	19,118,298,229	—	0.3807	—
2018年4月末現在	18,968,707,918	—	0.3885	—
2018年5月末現在	17,419,499,272	—	0.3819	—
2018年6月末現在	16,955,413,361	—	0.3815	—
2018年7月末現在	15,909,339,175	—	0.3681	—
2018年8月末現在	13,466,682,288	—	0.3248	—
2018年9月末現在	13,068,792,523	—	0.3242	—
2018年10月末現在	13,161,572,484	—	0.3335	—
2018年11月末現在	12,883,111,071	—	0.3300	—
2018年12月末現在	14,223,334,220	—	0.3648	—
2019年1月末現在	15,326,427,638	—	0.3765	—
2019年2月末現在	16,064,596,720	—	0.3783	—
2019年3月末現在	16,492,369,580	—	0.3866	—

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第29期	—
第30期	—
第31期	0.0800
第32期	0.1150
第33期	0.0450
第34期	—
第35期	—
第36期	—
第37期	—
第38期	—
第39期	—
第40期	—
第41期	—
第42期	—
第43期	—
第44期	—
第45期	—
第46期	—
第47期	—
第48期	—

【収益率の推移】

	収益率(%)
第29期	2.1
第30期	15.1
第31期	13.5
第32期	12.7
第33期	4.0
第34期	9.8
第35期	22.0
第36期	15.6
第37期	18.3
第38期	4.1
第39期	3.7
第40期	16.0
第41期	18.1
第42期	19.8
第43期	46.4
第44期	15.2
第45期	12.6
第46期	10.0
第47期	13.2
第48期	19.2

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第29期	2,166,239,085	2,980,317,228	5,327,173,563
第30期	4,742,612,626	3,675,090,414	6,394,695,775
第31期	596,224,753	2,800,671,393	4,190,249,135
第32期	1,116,770,585	1,604,934,840	3,702,084,880
第33期	1,209,520,475	712,994,801	4,198,610,554
第34期	1,163,052,019	982,345,245	4,379,317,328
第35期	216,080,895	718,674,712	3,876,723,511
第36期	1,444,311,046	1,188,498,279	4,132,536,278
第37期	499,140,795	530,445,880	4,101,231,193
第38期	2,011,646,774	800,243,818	5,312,634,149
第39期	774,038,931	1,250,662,432	4,836,010,648
第40期	726,687,189	615,072,593	4,947,625,244
第41期	908,764,664	296,821,454	5,559,568,454
第42期	2,258,768,429	866,489,244	6,951,847,639
第43期	53,361,409,687	9,309,686,880	51,003,570,446
第44期	23,340,619,265	11,876,713,950	62,467,475,761
第45期	9,596,179,880	12,929,540,875	59,134,114,766
第46期	6,007,110,053	14,471,182,715	50,670,042,104
第47期	1,268,227,473	9,974,361,546	41,963,908,031
第48期	6,104,249,540	5,733,644,700	42,334,512,871

「ブラックロック・ゴールド・メタル・オープンBコース」

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		3,639,956,506	100.19
	内 日本	3,639,956,506	100.19
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		6,938,260	0.19
純資産総額		3,633,018,246	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/ 地域	種類	数量 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ゴールド・メタル・オープン・マ ザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	882,242,597	4.2408	3,741,419,368	4.1258	3,639,956,506	100.19

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.19

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

2019年3月末現在、同日前1年以内における各月末および直近20計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第29期(2009年8月24日)	11,194,350,946	(同左)	0.9448	(同左)
第30期(2010年2月23日)	10,594,972,521	11,218,262,435	1.0199	1.0799
第31期(2010年8月23日)	10,515,548,128	11,130,189,540	1.0265	1.0865
第32期(2011年2月23日)	9,347,251,591	10,494,289,134	1.0594	1.1894
第33期(2011年8月23日)	10,045,384,434	(同左)	1.0360	(同左)
第34期(2012年2月23日)	8,847,872,701	(同左)	0.9703	(同左)
第35期(2012年8月23日)	6,719,623,914	(同左)	0.7535	(同左)
第36期(2013年2月25日)	6,331,333,751	(同左)	0.7455	(同左)
第37期(2013年8月23日)	5,471,499,406	(同左)	0.6187	(同左)
第38期(2014年2月24日)	5,232,605,486	(同左)	0.6082	(同左)
第39期(2014年8月25日)	4,923,431,106	(同左)	0.6040	(同左)
第40期(2015年2月23日)	4,281,959,600	(同左)	0.5296	(同左)
第41期(2015年8月24日)	4,696,384,577	(同左)	0.4289	(同左)
第42期(2016年2月23日)	4,144,370,688	(同左)	0.4585	(同左)
第43期(2016年8月23日)	6,143,193,871	(同左)	0.6328	(同左)
第44期(2017年2月23日)	6,989,402,339	(同左)	0.6076	(同左)
第45期(2017年8月23日)	5,328,192,609	(同左)	0.5382	(同左)
第46期(2018年2月23日)	3,976,745,607	(同左)	0.4759	(同左)
第47期(2018年8月23日)	3,240,021,976	(同左)	0.4186	(同左)
第48期(2019年2月25日)	3,748,046,987	(同左)	0.5017	(同左)
2018年3月末現在	3,865,967,835	—	0.4674	—
2018年4月末現在	4,012,576,066	—	0.4903	—
2018年5月末現在	3,875,429,229	—	0.4777	—
2018年6月末現在	3,790,389,913	—	0.4754	—
2018年7月末現在	3,661,999,649	—	0.4670	—
2018年8月末現在	3,182,421,330	—	0.4115	—
2018年9月末現在	3,268,076,079	—	0.4194	—
2018年10月末現在	3,282,286,304	—	0.4267	—
2018年11月末現在	3,211,364,420	—	0.4235	—
2018年12月末現在	3,400,170,482	—	0.4518	—
2019年1月末現在	3,566,594,420	—	0.4709	—
2019年2月末現在	3,598,942,678	—	0.4818	—
2019年3月末現在	3,633,018,246	—	0.4870	—

分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第29期	—
第30期	0.0600
第31期	0.0600
第32期	0.1300
第33期	—
第34期	—
第35期	—
第36期	—
第37期	—
第38期	—
第39期	—
第40期	—
第41期	—
第42期	—
第43期	—
第44期	—
第45期	—
第46期	—
第47期	—
第48期	—

収益率の推移

	収益率(%)
第29期	16.4
第30期	14.3
第31期	6.5
第32期	15.9
第33期	2.2
第34期	6.3
第35期	22.3
第36期	1.1
第37期	17.0
第38期	1.7
第39期	0.7
第40期	12.3
第41期	19.0
第42期	6.9
第43期	38.0
第44期	4.0
第45期	11.4
第46期	11.6
第47期	12.0
第48期	19.9

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第29期	2,405,263,866	3,434,964,205	11,848,755,869
第30期	2,287,055,965	3,747,646,598	10,388,165,236
第31期	1,562,270,270	1,706,411,964	10,244,023,542
第32期	1,205,949,399	2,626,607,224	8,823,365,717
第33期	1,942,526,943	1,069,613,551	9,696,279,109
第34期	730,404,059	1,307,950,790	9,118,732,378
第35期	404,133,692	605,535,150	8,917,330,920
第36期	741,311,775	1,165,791,706	8,492,850,989
第37期	1,145,960,282	794,989,739	8,843,821,532
第38期	803,797,378	1,044,601,483	8,603,017,427
第39期	612,620,197	1,064,736,611	8,150,901,013
第40期	1,198,357,206	1,263,453,586	8,085,804,633
第41期	3,315,934,107	452,615,289	10,949,123,451
第42期	934,810,084	2,845,254,080	9,038,679,455
第43期	3,083,720,995	2,413,973,486	9,708,426,964
第44期	2,959,714,861	1,164,806,340	11,503,335,485
第45期	818,608,701	2,422,291,737	9,899,652,449
第46期	667,768,260	2,211,772,158	8,355,648,551
第47期	271,125,276	885,717,933	7,741,055,894
第48期	459,402,318	729,550,293	7,470,907,919

（参考情報）

「ゴールド・メタル・オープン・マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
株式		19,654,433,933	97.48
	内 カナダ	10,556,830,162	52.36
	内 オーストラリア	2,969,448,581	14.73
	内 アメリカ	1,809,321,227	8.97
	内 イギリス	1,433,605,227	7.11
	内 南アフリカ	882,372,544	4.38
	内 ジャージー	540,661,493	2.68
	内 ケイマン諸島	527,375,899	2.62
	内 ロシア	507,314,246	2.52
	内 ベルギー	233,010,716	1.16
	内 ペルー	102,493,804	0.51
	内 メキシコ	68,704,906	0.34
	内 バミューダ	23,295,128	0.12
新株予約権証券		139,345	0.00
	内 オーストラリア	139,345	0.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		508,466,784	2.52
純資産総額		20,163,040,062	100.00

（注）当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国／ 地域	種類	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	BARRICK GOLD CORP	カナダ	株式	素材	1,206,041	1,447.30	1,745,514,717	1,540.54	1,857,955,849	9.21
2	NEWMONT MINING CORP HLDG	アメリカ	株式	素材	458,298	4,018.15	1,841,513,966	3,947.91	1,809,321,227	8.97
3	AGNICO EAGLE MINES LTD	カナダ	株式	素材	359,848	4,731.96	1,702,788,645	4,830.30	1,738,176,673	8.62
4	NEWCREST MINING LTD	オーストラリア	株式	素材	818,989	1,998.24	1,636,538,544	2,043.06	1,673,249,563	8.30
5	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	カナダ	株式	素材	375,991	2,435.40	915,688,782	2,708.93	1,018,536,758	5.05
6	FRANCO-NEVADA CORP	カナダ	株式	素材	107,192	8,335.07	893,452,866	8,313.58	891,149,696	4.42
7	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	オーストラリア	株式	素材	1,211,267	758.87	919,201,455	710.90	861,096,493	4.27
8	FRESNILLO PLC	イギリス	株式	素材	654,565	1,440.23	942,725,013	1,246.82	816,129,969	4.05
9	ALAMOS GOLD INC	カナダ	株式	素材	1,217,444	537.15	653,962,219	569.38	693,199,952	3.44
10	B2GOLD CORP	カナダ	株式	素材	2,228,531	360.29	802,924,843	308.24	686,938,440	3.41
11	OCEANAGOLD CORP	カナダ	株式	素材	1,686,088	366.13	617,328,301	351.21	592,187,827	2.94
12	ENDEAVOUR MINING CORP	ケイマン諸島	株式	素材	316,705	1,818.07	575,795,026	1,665.19	527,375,899	2.62
13	POLYUS PJSC-REG S-GDR-WI	ロシア	株式	素材	110,942	4,572.78	507,314,246	4,572.78	507,314,246	2.52
14	KINROSS GOLD CORP	カナダ	株式	素材	1,210,564	394.19	477,195,612	380.14	460,188,641	2.28
15	CENTAMIN PLC	ジャージー	株式	素材	3,351,575	194.70	652,578,933	130.19	436,348,386	2.16
16	ANGLOGOLD ASHANTI SPON ADR	南アフリカ	株式	素材	301,983	1,608.47	485,733,296	1,430.66	432,035,330	2.14
17	MAG SILVER CORP	カナダ	株式	素材	308,703	1,066.88	329,349,797	1,167.70	360,473,480	1.79
18	BHP GROUP PLC	イギリス	株式	素材	136,220	2,649.36	360,896,434	2,635.73	359,040,012	1.78
19	TOREX GOLD RESOURCES INC	カナダ	株式	素材	221,133	1,350.33	298,604,204	1,421.40	314,320,215	1.56
20	CENTERRA GOLD INC	カナダ	株式	素材	528,012	569.38	300,644,541	585.91	309,371,523	1.53
21	PRETIUM RESOURCES INC	カナダ	株式	素材	324,761	875.15	284,217,057	922.26	299,514,859	1.49
22	GOLD FIELDS LTD-SPONS ADR	南アフリカ	株式	素材	628,945	461.71	290,395,479	412.88	259,680,572	1.29
23	SARACEN MINERAL HOLDINGS LTD	オーストラリア	株式	素材	1,004,240	212.34	213,245,749	235.13	236,130,566	1.17
24	UMICORE	ベルギー	株式	素材	47,491	4,575.08	217,275,542	4,906.41	233,010,716	1.16
25	GOLDCORP INC	カナダ	株式	素材	161,509	1,206.54	194,867,714	1,262.73	203,943,745	1.01
26	IMPALA PLATINUM HLDGS	南アフリカ	株式	素材	418,037	394.43	164,890,514	456.07	190,656,642	0.95
27	ATLANTIC GOLD CORP	カナダ	株式	素材	908,202	180.94	164,336,944	180.15	163,617,312	0.81
28	TMAC RESOURCES INC	カナダ	株式	素材	425,108	485.09	206,218,530	376.83	160,197,018	0.79
29	OSISKO MINING INC	カナダ	株式	素材	592,827	296.67	175,878,491	254.53	150,892,967	0.75
30	ACACIA MINING PLC	イギリス	株式	素材	486,108	362.16	176,048,902	282.71	137,428,078	0.68

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類		投資比率(%)
株式		97.48
	業種	
	素材	97.48
新株予約権証券		0.00
合計		97.48

（注） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

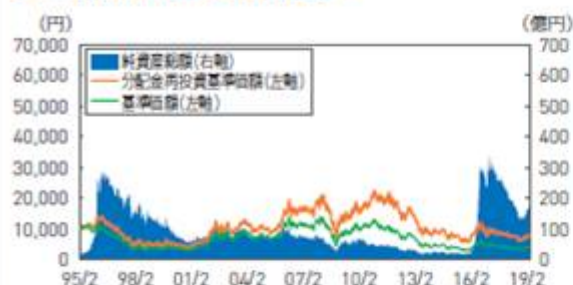
その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報)

運用実績

2019年3月29日現在

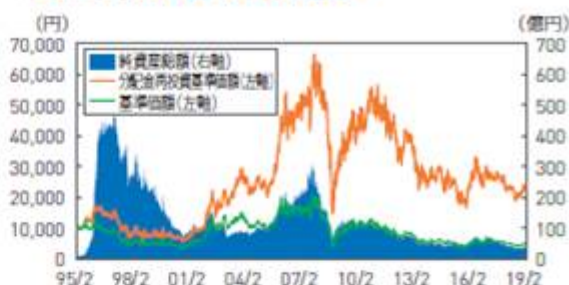
Aコース(為替ヘッジ付)
基準価額・純資産の推移

※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。
信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

分配の推移

設定来累計		7,660円
第44期	2017年2月	0円
第45期	2017年8月	0円
第46期	2018年2月	0円
第47期	2018年8月	0円
第48期	2019年2月	0円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

Bコース(為替ヘッジなし)
基準価額・純資産の推移

※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。
信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

分配の推移

設定来累計		20,870円
第44期	2017年2月	0円
第45期	2017年8月	0円
第46期	2018年2月	0円
第47期	2018年8月	0円
第48期	2019年2月	0円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

組入上位10銘柄(%)

	銘柄名	国名	通貨	比率
1	BARRICK GOLD CORP	カナダ	米ドル	9.2
2	NEWMONT MINING CORP HLDG	アメリカ	米ドル	9.0
3	AGNICO EAGLE MINES LTD	カナダ	カナダドル	8.6
4	NEWCREST MINING LTD	オーストラリア	オーストラリアドル	8.3
5	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	カナダ	カナダドル	5.1
6	FRANCO-NEVADA CORP	カナダ	カナダドル	4.4
7	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	オーストラリア	オーストラリアドル	4.3
8	FRESNILLO PLC	イギリス	英国ポンド	4.0
9	ALAMOS GOLD INC	カナダ	カナダドル	3.4
10	B2GOLD CORP	カナダ	カナダドル	3.4

※当ファンドのマザーファンドの運用状況です。比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。
※当ファンドはファミリーファンド方式による運用のためベビーファンドに入った資金がマザーファンドで運用されるまでタイムラグがあり、計算上組入比率が100%を超えることがあります。
※株式等には、ワラントも含まれます。

国別構成比率(%)

株式等	97.5
カナダ	52.4
オーストラリア	14.7
米国	9.0
英国	7.1
南アフリカ	4.4
ジャージー	2.7
ケイマン諸島	2.6
ロシア	2.5
ベルギー	1.2
ペルー	0.5
メキシコ	0.3
バミューダ諸島	0.1
キャッシュ等	2.5

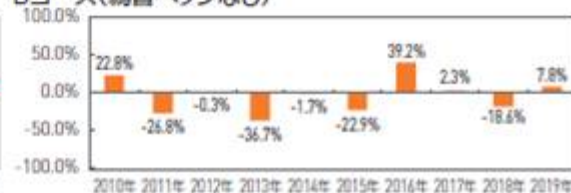
年間収益率の推移

※ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものととして算出しています。
※直近10年間の年間収益率の推移です。 ※2019年は年初から3月29日現在までの収益率です。
※当ファンドにはベンチマークはありません。

Aコース(為替ヘッジ付)



Bコース(為替ヘッジなし)



※運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

受益権の投資者は、販売会社との間で有価証券の取引に関する契約を締結します。販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づき取引口座の設定の申込を販売会社所定の方法で行ないます。

また、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約^{*}（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

(2) 申込期間

各ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店等でお受けいたします。ただし、購入不可日には購入（スイッチング含む）の受付はいたしません。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(3) 購入不可日

トロント証券取引所の休場日に該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入およびスイッチングの申込は受け付けません。詳細は販売会社までお問い合わせください。

企業動向・市場環境等の変化により、今後購入不可日が変更になる場合があります。

（当ファンドの投資信託約款では、金鉱企業が上場する主要な証券取引所の休場日で、受益権の購入に伴う有価証券等への投資を円滑に実行することが困難と委託会社が判断する日に当たる場合は、受益権の購入の受付は行わないものと定めています。）

(4) 受付時間

購入の受付は、申込期間中の午後3時までに受付けたものを当日のお申込みとします。受付時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(5) 購入単位

a．1万口以上1口単位または1万円以上1円単位

ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

b．スイッチングによる申込みの詳細は、販売会社にお問い合わせください。

c．販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等^{*}を取交わした場合、当該契約等で規定する購入の単位によるものとします。

^{*} 当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、購入の販売会社にご確認ください。

(6) 購入価額

- a．購入受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、購入価額には購入時手数料は含まれておりません。
- b．スイッチングの際は、購入受付日の翌営業日の基準価額となります。

(7) 購入時手数料

- a．購入受付日の翌営業日の基準価額に3.24%^{*}（税抜3.00%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。購入時手数料（消費税等相当額を含みます。）は購入代金から差し引かれます。

^{*}消費税率が10%になった場合は、3.30%となります。

- b．以下の場合には、無手数料とします。
 - a) 「Aコース」「Bコース」間のスイッチングの場合
 - b) 収益分配金を再投資する場合

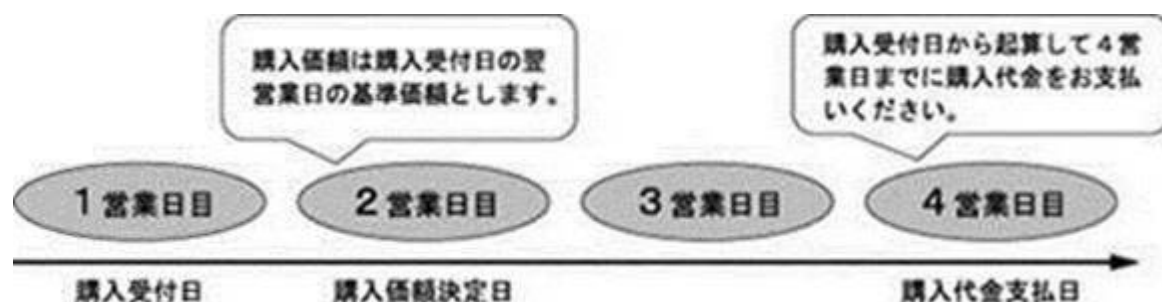
(8) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入（スイッチング含む）の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことができます。

(9) 購入代金の払込期日

購入受付日から起算して4営業日目までに販売会社にお支払いください。

なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に購入代金をお支払いいただく場合があります。

購入の流れ

販売会社が別に定める場合には、上記の期日以前に購入代金をお支払いいただくことがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金手続き

a．換金の申込

投資者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金の申込をすることができます。投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

b．換金不可日

トロン証券取引所の休場日に該当する場合には、販売会社の営業日であっても換金およびスイッチングの申込は受けません。詳細は販売会社までお問い合わせください。

企業動向・市場環境等の変化により、今後換金不可日が変更になる場合があります。

（当ファンドの投資信託約款では、金鉱企業が上場する主要な証券取引所の休場日で、受益権の換金に伴う有価証券等の売却を円滑に実行することが困難と委託会社が判断する日に該当する場合には、受益権の換金の受付は行わないものと定めています。）

c．受付時間

換金申込の受付については、午後3時まで、換金の申込が行なわれかつ当該申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込受付分とします。

d．換金単位

1口以上1口単位または1円以上1円単位です。

e．換金価額

換金の価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、手取額は、換金価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

f．一定金額を超える換金の申込の制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1顧客1日当たり10億円を超える換金はできません。また、別途、1顧客1日当たり10億円以下の金額であっても、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える換金の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える換金の申込の受付時間に制限を設ける場合があります。

g．換金の申込の受付中止

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込の受付を中止することができます。換金の申込の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行なった当日の換金の申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金の申込を撤回されない場合には、当該受益権の換金の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込を受付けたものとします。

h．換金代金の支払い

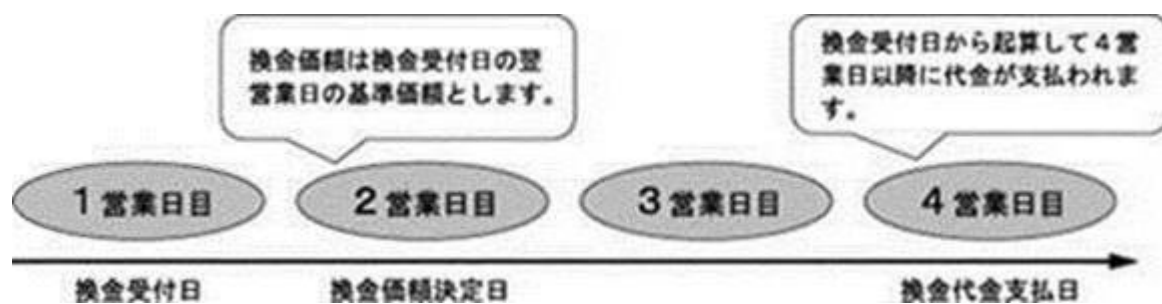
換金代金は、原則として換金受付日から起算して4営業日目から販売会社においてお支払いします。

(2) 受益権の買取手続きについては、販売会社にお問い合わせください。

(3) 当ファンドの換金価額等については、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

換金の流れ

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当り）は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額（1万口当り）は翌日の日本経済新聞に掲載されております。ファンド名は「ゴールドA」、「ゴールドB」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

マザーファンドの受益証券：原則として計算日の基準価額で評価するものとします。

（参考）マザーファンドの主たる投資対象の評価方法

外国株式：原則として、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価するものとします。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の信託期間は、無期限とします。

(4)【計算期間】

計算期間は、毎年2月24日から8月23日および8月24日から翌年2月23日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

a．委託会社は、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b．委託会社は、換金することにより、自動けいぞく投資約款に規定する各信託の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

c．a．およびb．の場合において、委託会社は、この事項について、あらかじめ償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

d．c．の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

e．d．の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、
a．およびb．のファンドの償還を行ないません。

f．委託会社は、このファンドの償還をしないこととしたときは、ファンドの償還をしない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

g．d．～f．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、
d．の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

h．委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、ファンドを償還させます。なお、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更の規定にしたがいます。

i．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

j．i．にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「 信託約款の変更d．」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

k．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

信託約款の変更

a．委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

b．委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

c．b．の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d．c．の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、信託約款の変更を行ないません。

e．委託会社は、この信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

f．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときはa．～e．の規定にしたがいます。

運用報告書等の作成

毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。

関係法人との契約の更改等に関する手続

a．「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

b．「信託財産の運用指図権限委託契約」の契約期間は1年とし、委託会社または投資顧問会社から書面による契約終了の申出がない限り、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

公告

委託会社が投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

収益分配金は、自動けいぞく投資契約に基づいて再投資されます。

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日以内）に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行なわれた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

償還金の支払いは、販売会社において行ないます。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行なわない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、投資者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行なう投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこのファンドの換金を委託会社が行なうのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

(4) 投資者の買取請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、販売会社に買取りを請求することができます。

買取申込に係る売却代金は、投資者の請求を受付けた日から起算して、4営業日目から投資者に支払います。

(5) 反対者の買取請求権

ファンドの償還または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(6) 帳簿書類の閲覧または謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第48期計算期間（2018年8月24日から2019年2月25日まで）の財務諸表について、PWCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

(3) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「ゴールド・メタル・オープン・マザーファンド」の貸借対照表、注記表及び附属明細表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

1【財務諸表】

【ブラックロック・ゴールド・メタル・オープンAコース】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第47期 (2018年 8 月23日現在)	第48期 (2019年 2 月25日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	14,015,836,906	17,101,715,062
派生商品評価勘定	90,259,788	2,954,553
未収入金	2,449,623	16,176,944
流動資産合計	14,108,546,317	17,120,846,559
資産合計	14,108,546,317	17,120,846,559
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,087,063	218,651,871
未払解約金	2,449,623	16,176,944
未払受託者報酬	9,463,834	7,633,987
未払委託者報酬	182,652,707	147,336,802
流動負債合計	195,653,227	389,799,604
負債合計	195,653,227	389,799,604
純資産の部		
元本等		
元本	41,963,908,031	42,334,512,871
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	28,051,014,941	25,603,465,916
（分配準備積立金）	763,209,925	777,552,492
元本等合計	13,912,893,090	16,731,046,955
純資産合計	13,912,893,090	16,731,046,955
負債純資産合計	14,108,546,317	17,120,846,559

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第47期 (自 2018年 2 月24日 至 2018年 8 月23日)	第48期 (自 2018年 8 月24日 至 2019年 2 月25日)
営業収益		
有価証券売買等損益	1,686,240,682	2,853,984,712
為替差損益	271,580,877	140,999,188
営業収益合計	1,957,821,559	2,712,985,524
営業費用		
受託者報酬	9,463,834	7,633,987
委託者報酬	182,652,707	147,336,802
その他費用	-	10,800
営業費用合計	192,116,541	154,981,589
営業利益又は営業損失（ ）	2,149,938,100	2,558,003,935
経常利益又は経常損失（ ）	2,149,938,100	2,558,003,935
当期純利益又は当期純損失（ ）	2,149,938,100	2,558,003,935
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	32,996,016	61,081,197
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	31,308,106,286	28,051,014,941
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,162,863,929	3,828,652,996
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,162,863,929	3,828,652,996
剰余金減少額又は欠損金増加額	788,830,500	3,878,026,709
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	788,830,500	3,878,026,709
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	28,051,014,941	25,603,465,916

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

計算期間末日の取扱い

第48期計算期間は当計算期間末及びその翌日が休業日であったため、2018年8月24日から2019年2月25日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第47期 (2018年 8 月23日現在)	第48期 (2019年 2 月25日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	41,963,908,031口	42,334,512,871口
2 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6 第10号に規定する額	元本の欠損 28,051,014,941円	元本の欠損 25,603,465,916円
3 1口当たり純資産額	0.3315円	0.3952円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第47期 (自 2018年 2 月24日 至 2018年 8 月23日)	第48期 (自 2018年 8 月24日 至 2019年 2 月25日)
1 資産運用の権限を再委託する場合の当該委託費用	49,641,459円	40,043,274円
2 分配金の計算過程	第47期計算期末における、費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（0円）、収益調整金（その他収益調整金）（22,622,958,421円）、分配準備積立金（763,209,925円）により、分配対象収益は23,386,168,346円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	第48期計算期末における、費用控除後の配当等収益（115,464,432円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（0円）、収益調整金（その他収益調整金）（22,934,181,146円）、分配準備積立金（662,088,060円）により、分配対象収益は23,711,733,638円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「鉱山株・金鉱株投資のリスク」、「特定業種への投資のリスク」、「為替変動リスク」、「中小型株式投資のリスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり、親投資信託の外貨建資産の時価総額のうち当ファンドに属するとみなした額の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とした為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

第47期 (2018年8月23日現在)	第48期 (2019年2月25日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載されております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第47期 (2018年 8 月23日現在)	第48期 (2019年 2 月25日現在)
期首元本額	50,670,042,104円	41,963,908,031円
期中追加設定元本額	1,268,227,473円	6,104,249,540円
期中一部解約元本額	9,974,361,546円	5,733,644,700円

2 有価証券関係

第47期(2018年 8 月23日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1,722,187,770
合計	1,722,187,770

第48期(2019年 2 月25日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	2,747,936,707
合計	2,747,936,707

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区 分	種 類	第47期 (2018年 8 月23日 現在)			
		契 約 額 等 (円)		時 価 (円)	評価損益 (円)
			うち 1 年超 (円)		
市場取引以外の 取引	為替予約取引				
	売 建				
	オーストラリアドル	2,368,087,764	-	2,327,354,175	40,733,589
	アメリカドル	2,941,129,062	-	2,933,669,810	7,459,252
	カナダドル	8,646,586,388	-	8,621,224,950	25,361,438
	イギリスポンド	1,518,097,797	-	1,513,322,084	4,775,713
	メキシコペソ	79,747,407	-	78,433,756	1,313,651
	買 建				
	オーストラリアドル	284,305,689	-	285,657,900	1,352,211
	アメリカドル	378,231,532	-	377,222,490	1,009,042
	カナダドル	894,207,769	-	901,191,820	6,984,051
	イギリスポンド	179,295,299	-	181,371,700	2,076,401
	メキシコペソ	6,765,899	-	6,891,360	125,461
	合計	17,296,454,606	-	17,226,340,045	89,172,725

区 分	種 類	第48期 (2019年2月25日 現在)			
		契 約 額 等 (円)		時 価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売 建				
	南アフリカランド	185,933,344	-	184,518,340	1,415,004
	アメリカドル	4,039,871,794	-	4,062,773,353	22,901,559
	イギリスポンド	1,971,831,255	-	2,005,474,874	33,643,619
	オーストラリアドル	2,349,753,445	-	2,388,997,548	39,244,103
	カナダドル	8,056,753,999	-	8,177,221,615	120,467,616
	メキシコペソ	63,539,332	-	63,843,205	303,873
	ユーロ	177,548,685	-	178,841,157	1,292,472
	買 建				
	南アフリカランド	12,586,355	-	12,502,808	83,547
	アメリカドル	148,136,288	-	147,805,220	331,068
	イギリスポンド	57,969,130	-	59,103,082	1,133,952
	メキシコペソ	2,472,865	-	2,494,448	21,583
合計		17,066,396,492	-	17,283,575,650	215,697,318

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

- 1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	ゴールド・メタル・オープン・マザー ファンド	4,031,236,608	17,101,715,062	
親投資信託受益証券	合計	4,031,236,608	17,101,715,062	
合計		4,031,236,608	17,101,715,062	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

【ブラックロック・ゴールド・メタル・オープンBコース】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第47期 (2018年 8 月23日現在)	第48期 (2019年 2 月25日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	3,281,733,184	3,785,476,027
未収入金	3,903,993	2,627,071
流動資産合計	3,285,637,177	3,788,103,098
資産合計	3,285,637,177	3,788,103,098
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,903,993	2,627,071
未払受託者報酬	2,054,708	1,843,758
未払委託者報酬	39,656,500	35,585,282
流動負債合計	45,615,201	40,056,111
負債合計	45,615,201	40,056,111
純資産の部		
元本等		
元本	7,741,055,894	7,470,907,919
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,501,033,918	3,722,860,932
（分配準備積立金）	13,597,255	39,226,871
元本等合計	3,240,021,976	3,748,046,987
純資産合計	3,240,021,976	3,748,046,987
負債純資産合計	3,285,637,177	3,788,103,098

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第47期 (自 2018年 2 月24日 至 2018年 8 月23日)	第48期 (自 2018年 8 月24日 至 2019年 2 月25日)
営業収益		
有価証券売買等損益	406,340,872	668,779,128
営業収益合計	406,340,872	668,779,128
営業費用		
受託者報酬	2,054,708	1,843,758
委託者報酬	39,656,500	35,585,282
営業費用合計	41,711,208	37,429,040
営業利益又は営業損失（ ）	448,052,080	631,350,088
経常利益又は経常損失（ ）	448,052,080	631,350,088
当期純利益又は当期純損失（ ）	448,052,080	631,350,088
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	6,455,942	13,414,682
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,378,902,944	4,501,033,918
剰余金増加額又は欠損金減少額	464,169,693	424,260,551
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	464,169,693	424,260,551
剰余金減少額又は欠損金増加額	144,704,529	264,022,971
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	144,704,529	264,022,971
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,501,033,918	3,722,860,932

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

計算期間末日の取扱い

第48期計算期間は当計算期間末及びその翌日が休業日であったため、2018年8月24日から2019年2月25日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第47期 (2018年8月23日現在)	第48期 (2019年2月25日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	7,741,055,894口	7,470,907,919口
2 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 4,501,033,918円	元本の欠損 3,722,860,932円
3 1口当たり純資産額	0.4186円	0.5017円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第47期 (自 2018年2月24日 至 2018年8月23日)	第48期 (自 2018年8月24日 至 2019年2月25日)
1 資産運用の権限を再委託する場合の当該委託費用	10,777,825円	9,671,343円
2 分配金の計算過程	第47期計算期末における、費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(2,340,664,598円)、分配準備積立金(13,597,255円)により、分配対象収益は2,354,261,853円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	第48期計算期末における、費用控除後の配当等収益(26,865,225円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(2,260,028,978円)、分配準備積立金(12,361,646円)により、分配対象収益は2,299,255,849円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「鉱山株・金鉱株投資のリスク」、「特定業種への投資のリスク」、「為替変動リスク」、「中小型株式投資のリスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

（1）市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

（2）信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

（3）取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

第47期 (2018年8月23日現在)	第48期 (2019年2月25日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第47期 (2018年 8 月23日現在)	第48期 (2019年 2 月25日現在)
期首元本額	8,355,648,551円	7,741,055,894円
期中追加設定元本額	271,125,276円	459,402,318円
期中一部解約元本額	885,717,933円	729,550,293円

2 有価証券関係

第47期(2018年 8 月23日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	402,498,638
合計	402,498,638

第48期(2019年 2 月25日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	653,897,836
合計	653,897,836

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ゴールド・メタル・オープン・マザー ファンド	892,316,910	3,785,476,027	
親投資信託受益証券 合計		892,316,910	3,785,476,027	
合計		892,316,910	3,785,476,027	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「ゴールド・メタル・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2019年2月25日現在(以下「計算日」という)の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「ゴールド・メタル・オープン・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2019年2月25日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	24,119,915
金銭信託	305,201,484
株式	20,414,023,518
新株予約権証券	140,550
派生商品評価勘定	11,958
未収入金	202,600,765
未収配当金	6,810,442
流動資産合計	20,952,908,632
資産合計	20,952,908,632
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	13,792
未払金	46,764,336
未払解約金	18,804,015
流動負債合計	65,582,143
負債合計	65,582,143
純資産の部	
元本等	
元本	4,923,553,518
剰余金	
剰余金又は欠損金()	15,963,772,971
元本等合計	20,887,326,489
純資産合計	20,887,326,489
負債純資産合計	20,952,908,632

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年2月24日から8月23日まで、および8月24日から翌年2月23日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１ 有価証券の評価基準及び評価方法

株式及び新株予約権証券は、移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

（１）金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

（２）金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

（３）時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２ デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

３ 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

４ その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2019年 2 月25日現在)
1 当該計算日における受益権総数	4,923,553,518口
2 1口当たり純資産額	4.2423円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は株式及び新株予約権証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「鉱山株・金鉱株投資のリスク」、「特定業種への投資のリスク」、「為替変動リスク」、「中小型株式投資のリスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

(2019年2月25日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
 - (2) デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。
 - (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(2019年2月25日現在)	
同計算期間の期首元本額	4,934,831,134円
同計算期間中の追加設定元本額	799,826,957円
同計算期間中の一部解約元本額	811,104,573円
同計算期間末日の元本額	4,923,553,518円
当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
ブラックロック・ゴールド・メタル・オープンAコース	4,031,236,608円
ブラックロック・ゴールド・メタル・オープンBコース	892,316,910円
合計	4,923,553,518円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	(2019年2月25日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	3,362,486,694
新株予約権証券	2,670,462
合計	3,359,816,232

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	(2019年 2 月25日 現在)			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち 1 年超 (円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売 建 南アフリカランド	4,537,648	-	4,551,440	13,792
	買 建 オーストラリアドル	1,681,481	-	1,693,439	11,958
合計		6,219,129	-	6,244,879	1,834

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
南アフリカランド	IMPALA PLATINUM HLDGS	510,352	51.900	26,487,268.800	
南アフリカランド 小計		510,352		26,487,268.800 (210,044,042)	
アメリカドル	ANGLOGOLD ASHANTI SPON ADR	242,254	14.850	3,597,471.900	
	BARRICK GOLD CORP	1,206,041	13.040	15,726,774.640	
	CIA DE MINAS BUENAVENTURA ADR	53,689	16.900	907,344.100	
	GOLD FIELDS LTD-SPONS ADR	628,945	4.160	2,616,411.200	
	NEWMONT MINING CORP HLDG	407,096	36.480	14,850,862.080	
	POLYUS PJSC-REG S-GDR-WI	110,942	41.200	4,570,810.400	
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	36,705	23.750	871,743.750	
アメリカドル 小計		2,685,672		43,141,418.070 (4,779,206,293)	
イギリスポンド	PETRA DIAMONDS LTD	973,442	0.254	247,254.260	
	ORIOLE RESOURCES PLC	2,661,313	0.003	7,983.930	
	ANGLO AMERICAN PLC	41,495	20.570	853,552.150	
	FRESNILLO PLC	654,565	9.934	6,502,448.710	
	GLENCORE PLC	230,905	3.088	713,034.640	
	CENTAMIN PLC	3,351,575	1.343	4,501,165.220	
	ACACIA MINING PLC	521,352	2.498	1,302,337.290	
	BHP GROUP PLC	136,220	18.274	2,489,284.280	
イギリスポンド 小計		8,570,867		16,617,060.480 (2,405,485,675)	
オーストラリアドル	SARACEN MINERAL HOLDINGS LTD	630,527	2.690	1,696,117.630	
	NEWCREST MINING LTD	818,989	25.410	20,810,510.490	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	1,211,267	9.650	11,688,726.550	
	GOLD ROAD RESOURCES LTD	994,073	0.900	894,665.700	
	OKLO RESOURCES LTD	2,000,000	0.250	500,000.000	
	BEADELL RESOURCES LTD	9,298,441	0.065	604,398.660	
	WESTGOLD RESOURCES LTD	400,321	1.195	478,383.590	
オーストラリアドル 小計		15,353,618		36,672,802.620 (2,908,886,704)	
カナダドル	AGNICO EAGLE MINES LTD	368,786	57.260	21,116,686.360	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	115,380	15.400	1,776,852.000	
	MAG SILVER CORP	308,703	12.910	3,985,355.730	
	MOUNTAIN PROVINCE DIAMONDS	110,872	1.340	148,568.480	
	GOLDCORP INC	361,321	14.600	5,275,286.600	
	BELO SUN MINING CORP	1,066,464	0.315	335,936.160	
	CENTERRA GOLD INC	565,712	6.890	3,897,755.680	
	KINROSS GOLD CORP	1,210,564	4.770	5,774,390.280	
	GOLD STANDARD VENTURES CORP	522,872	1.620	847,052.640	
	DETOUR GOLD CORP	90,378	13.810	1,248,120.180	
	OCEANAGOLD CORP	1,635,325	4.430	7,244,489.750	
	FRANCO-NEVADA CORP	107,192	100.860	10,811,385.120	
	B2GOLD CORP	2,215,705	4.360	9,660,473.800	
	ALACER GOLD CORP	208,945	3.660	764,738.700	
	PRETIUM RESOURCES INC	324,761	10.590	3,439,218.990	
	SIERRA METALS INC	266,028	2.260	601,223.280	
	TOREX GOLD RESOURCES INC	258,961	16.340	4,231,422.740	

	JAPAN GOLD CORP	5,400,000	0.235	1,269,000.000	
	OSISKO MINING INC	592,827	3.590	2,128,248.930	
	ENDEAVOUR MINING CORP	342,994	22.000	7,545,868.000	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	375,991	29.470	11,080,454.770	
	ELDORADO GOLD CORP	28,640	5.790	165,825.600	
	OSISKO GOLD ROYALTIES LT	47,542	15.040	715,031.680	
	ATLANTIC GOLD CORP	863,255	2.190	1,890,528.450	
	TMAC RESOURCES INC	425,108	5.870	2,495,383.960	
	ALAMOS GOLD INC	1,217,444	6.500	7,913,386.000	
カナダドル 小計		19,031,770		116,362,683.880 (9,812,865,132)	
メキシコペソ	INDUSTRIAS PENOLES S.A.	49,500	273.160	13,521,420.000	
メキシコペソ 小計		49,500		13,521,420.000 (78,289,021)	
ユーロ	UMICORE	47,491	36.730	1,744,344.430	
ユーロ 小計		47,491		1,744,344.430 (219,246,651)	
合計		46,249,270		20,414,023,518 (20,414,023,518)	

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	オーストラリアドル	WESTGOLD RESOURCES LTD CW19	295,324.000	1,771.940	
	オーストラリアドル 小計		295,324.000	1,771.940 (140,550)	
新株予約権証券 合計				140,550 (140,550)	
合 計				140,550 (140,550)	

(注1) 新株予約権証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 1 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入新株 予約権証券 時価比率	合計金額に 対する比率
南アフリカランド	株式 1銘柄	100.0%	-%	1.0%
アメリカドル	株式 7銘柄	100.0%	-%	23.4%
イギリスポンド	株式 8銘柄	100.0%	-%	11.8%
オーストラリアドル	株式 7銘柄	100.0%	-%	14.3%
	新株予約権証券 1銘柄	-%	0.0%	
カナダドル	株式 26銘柄	100.0%	-%	48.0%
メキシコペソ	株式 1銘柄	100.0%	-%	0.4%
ユーロ	株式 1銘柄	100.0%	-%	1.1%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2019年3月末現在)

「ブラックロック・ゴールド・メタル・オープンAコース」

資産総額	16,566,395,600円
負債総額	74,026,020円
純資産総額(-)	16,492,369,580円
発行済数量	42,660,986,532口
1単位当たり純資産額(/)	0.3866円

「ブラックロック・ゴールド・メタル・オープンBコース」

資産総額	3,640,461,452円
負債総額	7,443,206円
純資産総額(-)	3,633,018,246円
発行済数量	7,460,298,531口
1単位当たり純資産額(/)	0.4870円

(参考情報)

「ゴールド・メタル・オープン・マザーファンド」

資産総額	20,239,507,515円
負債総額	76,467,453円
純資産総額(-)	20,163,040,062円
発行済数量	4,887,016,374口
1単位当たり純資産額(/)	4.1258円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

2 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。

3 投資者に対する特典

該当事項はありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンド受益証券の譲渡制限は設けておりません。

5 受益証券の再発行

投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

6 受益権の譲渡

投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

の申請のある場合には、の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

7 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

8 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

9 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行なわれた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している投資者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該投資者に支払います。

10 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

資本金 3,120百万円

発行する株式の総数 36,000株

発行済株式の総数 15,000株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減

2017年12月7日付で、資本金を2,435百万円から3,120百万円に増額しました。

(2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

<株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分の承認、定款の変更等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行ないます。

<取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

<エグゼクティブ委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築及び業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

運用の意思決定機構

投資委員会

・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

・各運用担当部署では、投資委員会の決定に従い、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行ないます。

ポートフォリオ・マネジャー

・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行ないます。

リスク管理

・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行なっております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行なうことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行なっております。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行なっています。

委託会社の運用する証券投資信託は2019年3月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託	78本	1,600,513百万円
	単位型株式投資信託	0本	0百万円
私募投資信託		77本	6,404,343百万円
合計		155本	8,004,856百万円

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期事業年度（自2018年1月1日 至2018年12月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第31期 (2017年12月31日現在)	第32期 (2018年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		19,097	23,891
立替金		11	2
前払費用		171	151
未収入金		3	11
未収委託者報酬		1,585	1,588
未収運用受託報酬		2,642	2,291
未収収益	2	1,384	1,402
為替予約		0	-
その他流動資産		33	18
流動資産計		24,928	29,359
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	1	946	1,484
器具備品	1	411	380
有形固定資産計		1,358	1,864
無形固定資産			
ソフトウェア		4	8
のれん		42	-
無形固定資産計		47	8
投資その他の資産			
投資有価証券		3	11
長期差入保証金		1,124	1,119
前払年金費用		588	696
長期前払費用		25	27
繰延税金資産		786	848
投資その他の資産計		2,528	2,702
固定資産計		3,934	4,575
資産合計		28,863	33,935

	第31期 (2017年12月31日現在)	第32期 (2018年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	119	97
未払金	2	
未払収益分配金	4	4
未払償還金	74	74
未払手数料	593	515
その他未払金	1,737	1,184
未払費用	2	
未払消費税等	150	97
未払法人税等	438	440
為替予約	-	3
前受金	79	78
前受収益	15	-
賞与引当金	1,886	1,939
役員賞与引当金	144	142
早期退職慰労引当金	9	42
流動負債計	6,500	5,661
固定負債		
退職給付引当金	55	60
資産除去債務	262	781
固定負債計	318	842
負債合計	6,818	6,503
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,120	3,120
資本剰余金		
資本準備金	3,001	3,001
その他資本剰余金	3,846	3,846
資本剰余金合計	6,847	6,847
利益剰余金		
利益準備金	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	11,739	17,127
利益剰余金合計	12,076	17,464
株主資本合計	22,044	27,432
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等合計	0	0
純資産合計	22,044	27,431
負債・純資産合計	28,863	33,935

(2)【損益計算書】

(単位：百万円)

		第31期 (自 2017年 1 月 1 日 至 2017年12月31日)	第32期 (自 2018年 1 月 1 日 至 2018年12月31日)
営業収益			
委託者報酬		5,202	5,639
運用受託報酬	1	8,890	8,523
その他営業収益	1	12,257	13,511
営業収益計		26,350	27,674
営業費用			
支払手数料		1,830	1,856
広告宣伝費		208	191
調査費			
調査費		380	363
委託調査費	1	4,313	4,164
調査費計		4,693	4,528
委託計算費		86	84
営業雑経費			
通信費		50	59
印刷費		62	11
諸会費		32	34
営業雑経費計		145	106
営業費用計		6,964	6,767
一般管理費			
給料			
役員報酬		353	406
給料・手当		3,960	4,213
賞与		2,232	2,359
給料計		6,546	6,979
退職給付費用		287	275
福利厚生費		892	940
事務委託費	1	2,433	2,568
交際費		69	66
寄付金		2	3
旅費交通費		243	238
租税公課		231	245
不動産賃借料		735	804
水道光熱費		65	72
固定資産減価償却費		262	315
のれん償却額		56	42
資産除去債務利息費用		3	3
諸経費		363	424
一般管理費計		12,194	12,980
営業利益		7,191	7,926

	第31期 (自 2017年 1 月 1 日 至 2017年12月31日)	第32期 (自 2018年 1 月 1 日 至 2018年12月31日)
営業外収益		
受取利息	0	0
有価証券売却益	0	0
雑益	0	0
営業外収益計	1	1
営業外費用		
為替差損	34	26
営業外費用計	34	26
経常利益	7,158	7,901
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	119	84
特別損失計	119	84
税引前当期純利益	7,039	7,817
法人税、住民税及び事業税	2,223	2,491
法人税等調整額	29	61
当期純利益	4,786	5,387

(3)【株主資本等変動計算書】

第31期（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

(単位：百万円)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
						繰越利益 剰余金					
2017年1月1日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	6,953	7,290	15,887	0	0	15,887
事業年度中の変動額											
新株の発行	685	685		685				1,370			1,370
当期純利益						4,786	4,786	4,786			4,786
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）									0	0	0
事業年度中の変動額 合計	685	685	-	685	-	4,786	4,786	6,156	0	0	6,156
2017年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	11,739	12,076	22,044	0	0	22,044

第32期（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

(単位：百万円)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
						繰越利益 剰余金					
2018年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	11,739	12,076	22,044	0	0	22,044
事業年度中の変動額											
当期純利益						5,387	5,387	5,387			5,387
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）									0	0	0
事業年度中の変動額 合計	-	-	-	-	-	5,387	5,387	5,387	0	0	5,387
2018年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	17,127	17,464	27,432	0	0	27,431

注 記 事 項

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

其他有価証券

時価のあるもの

 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。

(2) 無形固定資産

 自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

 のれんの償却方法については、その効果の及ぶ期間（5～9年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金の計上方法

 債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金の計上方法

旧退職金制度

 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

確定拠出年金制度

 確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

確定給付年金制度

 キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

 数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労の支払に備えて、早期退職慰労支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足したときに又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の早期適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）が当事業年度の期末から適用できるようになったことに伴い、当事業年度から税効果会計基準一部改正を適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」860百万円及び「固定負債」の「繰延税金負債」74百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」786百万円に含めて表示しております。

（貸借対照表関係）**1 有形固定資産の減価償却累計額**

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
建物附属設備	1,346 百万円	1,525 百万円
器具備品	821 百万円	950 百万円

2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
未収収益	508 百万円	554 百万円
未払金	1,713 百万円	1,168 百万円
未払費用	356 百万円	385 百万円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
当座貸越極度額	1,000 百万円	1,000 百万円
借入実行残高	-	-
差引額	1,000 百万円	1,000 百万円

（損益計算書関係）**1 関係会社に対する営業収益及び営業費用**

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
その他営業収益	4,670 百万円	5,680 百万円
委託調査費	438 百万円	704 百万円
事務委託費	824 百万円	864 百万円
運用受託報酬	48 百万円	149 百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	10,158	4,842	-	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	15,000	-	-	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）**1. 金融商品の状況に関する事項****（1）金融商品に対する取組方針**

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

投資有価証券は、当社設定の投資信託であり、通常の営業過程において保有しております。

デリバティブについては、外貨建て営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度（2017年12月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金・預金	19,097	19,097	-
(2) 未収委託者報酬	1,585	1,585	-
(3) 未収運用受託報酬	2,642	2,642	-
(4) 未収収益	1,384	1,384	-
(5) 長期差入保証金	1,124	1,109	14
資産計	25,834	25,819	14
(1) 未払手数料	593	593	-
(2) 未払費用	1,245	1,245	-
負債計	1,838	1,838	-

当事業年度（2018年12月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金・預金	23,891	23,891	-
(2) 未収委託者報酬	1,588	1,588	-
(3) 未収運用受託報酬	2,291	2,291	-
(4) 未収収益	1,402	1,402	-
(5) 長期差入保証金	1,119	1,112	6
資産計	30,293	30,287	6
(1) 未払手数料	515	515	-
(2) 未払費用	1,039	1,039	-
負債計	1,554	1,554	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

負 債

(1) 未払手数料、(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2017年12月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1) 現金・預金	19,097	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,585	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,642	-	-	-
(4) 未収収益	1,384	-	-	-
(5) 長期差入保証金	-	1,051	61	11
合計	24,709	1,051	61	11

当事業年度（2018年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	23,891	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,588	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,291	-	-	-
(4) 未収収益	1,402	-	-	-
(5) 長期差入保証金	-	1,051	56	11
合計	29,174	1,051	56	11

（有価証券関係）

前事業年度（2017年12月31日）

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他 投資信託	3	3	0
合計		3	3	0

当事業年度（2018年12月31日）

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他 投資信託	11	12	0
合計		11	12	0

（退職給付関係）

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)
退職給付債務の期首残高	1,745
勤務費用	268
利息費用	8
数理計算上の差異の発生額	20
退職給付の支払額	170
退職給付債務の期末残高	1,832

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)
年金資産の期首残高	2,381
期待運用収益	19
数理計算上の差異の発生額	83
事業主からの拠出額	290
退職給付の支払額	153
年金資産の期末残高	2,621

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2017年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,776
年金資産	2,621
	845
非積立型制度の退職給付債務	55
未積立退職給付債務	789
未認識数理計算上の差異	242
未認識過去勤務費用	13
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	532
退職給付引当金	55
前払年金費用	588
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	532

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)
勤務費用	268
利息費用	8
期待運用収益	19
数理計算上の差異の費用処理額	35
過去勤務費用の処理額	6
確定給付制度に係る退職給付費用合計	216
特別退職金	119
合計	335

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2017年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券73%、株式22%及びその他3%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)
割引率	0.4%
長期期待運用収益率	0.9%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、71百万円でありました。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
退職給付債務の期首残高	1,832
勤務費用	269
利息費用	7
数理計算上の差異の発生額	11
退職給付の支払額	138
過去勤務費用の発生額	47
退職給付債務の期末残高	1,934

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
年金資産の期首残高	2,621
期待運用収益	23
数理計算上の差異の発生額	113
事業主からの拠出額	303
退職給付の支払額	138
年金資産の期末残高	2,696

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (2018年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,874
年金資産	2,696
	821
非積立型制度の退職給付債務	60
未積立退職給付債務	761
未認識数理計算上の差異	73
未認識過去勤務費用	52
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635
退職給付引当金	60
前払年金費用	696
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	635

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
勤務費用	269
利息費用	7
期待運用収益	23
数理計算上の差異の費用処理額	44
過去勤務費用の処理額	8
確定給付制度に係る退職給付費用合計	200
特別退職金	84
合計	285

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2018年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券77%、株式20%及びその他3%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
割引率	0.6%
長期期待運用収益率	1.0%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、75百万円でありました。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：百万円）

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	206	167
賞与引当金	537	591
資産除去債務	80	239
資産調整勘定	4	-
未払事業税	74	83
早期退職慰労引当金	2	13
退職給付引当金	17	18
有形固定資産	4	3
その他	44	96
繰延税金資産合計	973	1,213
繰延税金負債		
退職給付引当金	180	213
資産除去債務に対応する除去費用	6	152
繰延税金負債合計	186	365
繰延税金資産の純額	786	848

（注） 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

（単位：百万円）

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
固定資産 - 繰延税金資産	786	848

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
法定実効税率	30.9 %	30.9 %
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.1	1.0
損金不算入ののれん償却額	0.2	0.2
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.2	0.1
所得拡大促進税制による税額控除	1.8	1.9
その他	0.4	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.0 %	31.1 %

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間約5年と見積り、割引率は0.16%～0.18%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。当事業年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用の見積額が、固定資産の取得時における見積額を大幅に超過することが明らかになったことから、見積もりの変更による増加額を0.16%で割り引き、資産除去債務残高が440百万円増加しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
期首残高	258	262
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	75
見積りの変更による増加額	-	440
時の経過による調整額	3	3
資産除去債務の履行による減少額	-	-
期末残高	262	781

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（2017年12月31日）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

（単位：百万円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	69	-	0	0
合計		69	-	0	0

（注）時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

当事業年度（2018年12月31日）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

（単位：百万円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	164	-	3	3
合計		164	-	3	3

（注）時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	5,202	8,890	12,257	26,350

(2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
13,186	10,831	2,332	26,350

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	4,719	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	3,512	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	5,639	8,523	13,511	27,674

(2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
13,237	11,293	3,143	27,674

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	5,830	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	3,458	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニュー ヨーク州	14,286 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用受託報酬	48	未収収益	508
							受入手数料	4,670		
							委託調査費	438	未払費用	356
							事務委託費	824	その他未払金	67
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	営業外収益	0	その他未払金	1,645

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニュー ヨーク州	73 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用受託報酬	149	未収収益	554
							受入手数料	5,680		
							委託調査費	704	未払費用	385
							事務委託費	864	その他未払金	165
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	営業外収益	-	その他未払金	1,002

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロック・ファン ド・アドバイザーズ	米国 カリフォル ニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	3,512	未収収益	296
							委託調査費	77	未払費用	17
							事務委託費	10		
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロック・イン ベストメント・マネジ メント・エルエルシー	米国 デラウェア 州	314 百万 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	363	未収収益	28
							委託調査費	1,427	未払費用	129
							事務委託費	119	その他未払金	1

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロック・ファン ド・アドバイザーズ	米国 カリフォル ニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	3,458	未収収益	330
							委託調査費	37	未払費用	4
							事務委託費	8		

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（非上場）

ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
1株当たり純資産額	1,469,634 円 10 銭	1,828,761 円 92 銭
1株当たり当期純利益金額	456,306 円 62 銭	359,180 円 40 銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日)
当期純利益 (百万円)	4,786	5,387
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	4,786	5,387
普通株式の期中平均株式数 (株)	10,490	15,000

独立監査人の監査報告書は、当事業年度（自 2018年1月1日 至2018年12月31日）を対象としております。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
2007年9月18日	証券業登録に伴う商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行ないました。
2007年9月30日	商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行ないました。
2007年9月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行ないました。
2007年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行ないました。
2008年7月1日	グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
2008年7月1日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行ないました。
2009年6月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行ないました。
2009年12月2日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行ないました。
2011年4月1日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行ないました。
2013年10月5日	MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行ないました。
2014年12月1日	決算期を3月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行ないました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・ 名称 : 野村信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 : 35,000百万円（2018年3月末現在）
- ・ 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） （2018年3月末現在）	事業の内容
野村證券株式会社	10,000	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでおります。

(3) 投資顧問会社

- ・ 名称 : ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド
- ・ 資本金の額 : 94百万英ポンド(円貨換算^{*} 約132億円、2018年12月末現在)
^{*} 英ポンドの円貨換算は、2018年12月末現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝140.46円）によります。
- ・ 事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社として、当ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

(3) 投資顧問会社

当ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社であり、当ファンドおよびマザーファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて運用の指図を行なっています。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

当社およびブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッドの最終的な親会社は、ブラックロック・インクです。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下の通り提出されております。

2018年11月22日 有価証券届出書、有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

2019年2月28日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 素 子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 島 紀 子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2018年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年4月10日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 辻村 和之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・ゴールド・メタル・オープンAコースの2018年8月24日から2019年2月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ゴールド・メタル・オープンAコースの2019年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年4月10日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 辻村 和之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・ゴールド・メタル・オープンBコースの2018年8月24日から2019年2月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ゴールド・メタル・オープンBコースの2019年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。